

行橋市議会基本条例（素案）

目次

前文

- 第1章 目的および活動原則（第1条—第3条）
- 第2章 議会の組織構成（第4条—第8条）
- 第3章 市民との関係（第9条・第10条）
- 第4章 市長等との関係（第11条—第13条）
- 第5章 議会の運営（第14条—第18条）
- 第6章 議会事務局および議会図書室（第19条・第20条）
- 第7章 議員定数および議員報酬（第21条）
- 第8章 補則（第22条）

附則

この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会における最高規範です。

第1章 目的および活動原則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会が市政における唯一の議決機関として、真の地方自治の実現をめざすため、行橋市議会（以下「議会」という。）および行橋市議会議員（以下「議員」という。）の基本的事項および責務について定めることによって、市民の負託に応え、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

（議会の活動原則）

第2条 議会は、公開性および公正性を確保し、説明責任を果たすため、市民に開かれた議会をめざすものとする。

2 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、市長および執行機関の長（以下「市長等」という。）の市政運営状況を監視するものとする。

3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営をめざすものとする。

4 議会は、議員相互間の討議を十分に尽くし、合意形成に努めるものとする。

5 議会は、市民の市政への参加意欲と理解が高まるように議会運営および情報発信を行うものとする。

6 議会は、議会の役割を追求し、常に議会改革に努めるものとする。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、議会が議論の場であることおよび合議制の議決機関であることを十分に認識し、活動する。

2 議員は、個別の事案のみにとらわれず、市民全体の福利の向上をめざして活動

する。

3 議員は、市政全般についての課題および市民の意見、要望を的確に把握し、市政へ反映するよう努める。

4 議員は、自らの言動に責任を持ち、自己の能力を高めるための研さんに努める。

第2章 議会の組織構成

(議長および副議長)

第4条 議会は、議長および副議長の選出に当たり、所信表明する機会を設けることができる。

2 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

(委員長)

第5条 委員長は委員会の秩序保持に努め、委員長報告の作成に責任を持ち、質疑に対する答弁を行う。

(全員協議会)

第6条 議会は、議会および市政上の諸問題について協議し、全議員の意見を求め、または賛否を問うため、必要に応じて行橋市議会全員協議会を開くものとする。

2 行橋市議会全員協議会について必要な事項は、別に定める。

(会派および代表者会議)

第7条 議員は、議会活動を行うための会派を結成することができる。

2 議会は、各会派間における意見調整、議会の人事および市長提出の人事案件等の政治的案件を協議するため、代表者会議を開くものとする。

3 前項の代表者会議において、各会派の代表者は、会派に所属しない議員の意見にも配慮するものとする。

4 会派および代表者会議について必要な事項は、別に定める。

(議会運営委員会)

第8条 議会は、議会の運営、会議規則および委員会に関する条例等ならびに議長の諮問に関する事項を調査し、これらに関する議案、請願等を審査するため、議会運営委員会を置くものとする。

2 議会運営委員会について必要な事項は、別に定める。

第3章 市民との関係

(市民と議会の関係)

第9条 議会は、議会の活動に関する情報公開を行い、市民に対する説明責任を果たすよう努めるものとする。

2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開するものとする。

3 議会は、常任委員会、議会運営委員会および特別委員会（以下「委員会」という。）における参考人制度を活用して、事案の関係者および専門的識見を有する者の意見を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、パブリックコメント等を活用して、広く意見を集めて議会の活動に反

映させるよう努めるものとする。

5 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、市民と意見を交換する議会報告を行うよう努めるものとする。なお、必要な事項は別に定める。

6 議会は、請願を審査するにあたり議会が必要と認めた場合は、請願者もしくは紹介議員からの説明の機会を設けることができる。

(議会広報の充実)

第10条 議会は、時代に即した多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう、より分かりやすい議会広報活動に努めるものとする。

第4章 市長等との関係

(議会の政策立案)

第11条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し積極的に政策立案および提言を行うものとする。

(質問、質疑の方式)

第12条 議員は、広く市政上の論点および争点を明確にするため、議会における一般質問を一括方式または一問一答の方式で行うことができる。

2 市長等は、議員の質問および質疑をふまえ、その趣旨に沿った的確な答弁をしなければならない。

3 本会議および委員会において、市長等は、議員の質問および質疑に対して、議長または委員長の許可を得て質問の趣旨を聞くことができる。

4 議会は、会期中または閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書による質問を行うことができる。

(予算および決算における施策別説明資料の作成)

第13条 市長は、予算案および決算を議会に提出し、議会の審議に付すにあたっては、次に掲げる項目に沿って施策別または事業別の説明資料を作成するよう努めるものとする。

(1) 施策または事業の必要性および実施の背景

(2) 施策または事業の目的

(3) 成果目標

(4) 施策または事業の対象

(5) 実施方法

(6) 施策または事業の内容

(7) 関連する事業の有無

(8) 費用および財源内訳

第5章 議会の運営

(本会議および委員会の運営)

第14条 議長は、議会が議員による議論の場であることを十分に認識し、審議に

おける説明の必要性に基づいて市長等へ出席要請を行うものとする。

- 2 本会議および委員会での議案審議に際しては、議員は議論を通じて議員相互間の合意形成に努めるものとする。
- 3 議会は、審査の過程や資料を積極的に公開し、市民に分かりやすいように努めるものとする。
- 4 議会は、市民との間に自由に情報および意見を交換する場を設けるよう努めるものとする。

(議員の政治倫理)

第15条 議員の政治倫理は、別に条例で定める。

- 2 議員は、市民全体の奉仕者および特別公務員としての倫理性を自覚し、自己の地位による影響力を行使して自己の利益を図らないよう、前項の条例に定める倫理規準を遵守しなければならない。

(議員視察および研修)

第16条 議会は、議員の資質ならびに政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。

- 2 議員は、視察や研修の内容を活かし、積極的に政策立案および提言を行うように努めるものとする。
- 3 議会は、視察や研修に要した費用および活動状況を市民に公開する。

(政務活動費)

第17条 議員は、別に条例で定めるところにより交付を受けた政務活動費を、適正に執行し公開する。

(議会費)

第18条 議会は、適正な議会の活動費を確立するため、議長交際費を含めて、議会費の用途を公開する。

第6章 議会事務局および議会図書室

(議会事務局の充実)

第19条 議長は、議会および議員の政策立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化に努めるものとする。

(議会図書室の設置)

第20条 議会は、議会図書室を設置する。

- 2 議会は、議員の政策立案能力の向上を図るため、図書の充実に努めるものとする。

第7章 議員定数および議員報酬

(議員定数および議員報酬)

第21条 議員定数および議員報酬については、別に条例で定める。

第8章 補則

(議会改革および条例改正)

第22条 議会は、この条例を定期的に検証し、社会情勢等の変化により新たに生

じる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組むものとする。

- 2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する他の条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、 から施行する。